# 第４講　基本的人権の尊重

## 1　基本的人権

### ①基本的人権とは？

**自然権**としてすべての人が生まれながらにしてもつ，**侵（おか）すことのできない永久の権利**（**＝永久不可侵（ふかしん）**の権利）。個人が人間らしさを保ち，自立して生きるための権利で，憲法の「すべて国民は，**個人として尊重**される」（第 13 条）という理念や，**幸福追求権**を核とする。

※普遍性・固有性・永久性・不可侵性があるが，濫用（らんよう）は許されない。また，維持していくために国民の「不断の努力」が求められる。

※何が幸福かは個人が決めることであり，その価値観に国家は介入（かいにゅう）しない。

### ②日本国憲法における基本的人権の保障

A　三大基本原理の一つ

B　自然権思想・天賦（てんぷ）人権思想にもとづく人権保障

C　平等権・自由権・社会権の規定

### ③公共の福祉による制約

一般条項と経済の自由の規定に，**公共の福祉**による制約を明記。

※公共の福祉は，「公益」「社会秩序」というよりも，「相互の矛盾（むじゅん）・衝突を調整する実質的公平の原理」と解釈されることが多い。

### ④国内における問題点

在日外国人の人権問題や**私人（しじん）間の人権侵害問題**（→間接適用説）など。

〈***Note***〉

# ２　国民の権利

## ①平等権→「法の下(もと)の平等」（第 14 条）として徹底

しかし，現実には**部落差別〔同和問題〕**をはじめ，障害者・女性・アイヌ・**在日外国人**（とくに在日韓国・朝鮮人）などへの**差別問題**や偏見(へんけん)が生じ問題化している。

※そのため，同和対策事業特別措置法（1969 年）などの時限立法や，障害者基本法（1993 年）・**男女雇用機会均等法**（1985 年）・**男女共同参画(さんかく)社会基本法**（1999 年）・**アイヌ文化振興(しんこう)法**（1997 年）・アイヌ民族支援法（2019 年）などが制定されてきた。「差別をしない，させない，許さない社会」の実現がめざされている。

※形式的平等ではなく実質的平等を確保するため，あえて優遇措置・積極的差別是正(ぜせい)措置〔アファーマティブ・アクション，ポジティブ・アクション〕を認めるべき，という議論もある。

A　**人種，信条，性別，社会的身分又は門地(もんち)**による差別の禁止

B　華族(かぞく)制度など**貴族制度の禁止**と特権の禁止

C　家族生活における夫婦の同等と**両性〔男女〕の本質的平等**

D　**参政権〔選挙権〕の平等**

E　**教育の機会均等**

## ②自由権→ 18・19 世紀的な「国家からの自由」の保障

人の活動に対する国や公権力の干渉（かんしょう）・制約を排除する権利。

### A　精神の自由

**あ　思想・良心の自由**

**三菱樹脂（じゅし）事件**（私人間の人権侵害に憲法適用せず，1973 年）などが有名。

**い　信教の自由**

戦前の国家神道（しんとう）の例を踏まえ，**政教分離の原則**と一体の関係にある。

※最高裁判所は，目的・効果基準にもとづき違憲審査を行う。**津地鎮（じちん）祭訴訟（さいそしょう）**（合憲，1977 年）・**愛媛玉串料（たまぐしりょう）訴訟**（違憲，1997 年）・空知（そらち）太（ぶと）神社訴訟（違憲，2010 年）・首相や閣僚（かくりょう）による**靖国（やすくに）神社公式参拝問題**（判断示さず，2006 年）などが有名。

**う　集会・結社・言論・出版**その他一切の**表現の自由**

文学作品のチャタレイ事件（刑法は合憲，1957 年）などが有名。

**え　通信の秘密**

1999 年制定の通信傍受（ぼうじゅ）法について，批判がある。

**お　検閲（けんえつ）の禁止**

**家永（いえなが）教科書訴訟**（合憲，1993 年）などが有名。

※家永三郎による高等学校用日本史教科書の検定訴訟。ただし，検定内容の一部については違法を認める。

**か　学問の自由**

戦前には滝川幸辰（ゆきとき）の「滝川〔京大〕事件」（1933 年）や美濃部達吉の「天皇機関説事件」（1935 年）などの弾圧が起きた。

※「大学の自治」の範囲については東大のポポロ事件（学生側が敗訴，1963 年）が有名。

B　**身体〔人身〕の自由**

あ　**奴隷的拘束および苦役からの自由**

い　**罪刑法定主義**

どのような行為を犯罪とし，どのような刑罰を科すかは，行為の前に法律などの明確な規定を必要とする原則。

※しかし,**免田事件**（1983年)･財田川事件（1984年)･足利事件（2010年）など**冤罪**（＝無実の罪）事件は絶えず，**再審**が話題となっている。

う　**法定手続き〔適正手続き・デュープロセス〕の保障**

法律に定める適正な手続きによらなければ刑罰を科せられない。

え　現行犯以外の逮捕・住居侵入・捜索・押収に対する保障

**令状主義**（令状は裁判官が発行）をとる。

お　抑留・拘禁に対する保障

か　住居の不可侵

き　拷問・残虐刑の禁止

日本は1989年に国連で採択された死刑廃止条約には無調印。**死刑制度**の存廃については議論が行われている。

く　刑事被告人の権利

公平・迅速な**公開裁判を受ける権利・弁護人依頼権・遡及処罰の禁止・一事不再理**・二重処罰の禁止など。

※判決が確定するまで，被疑者・被告人は無罪であると推定され（＝**無罪推定**)，有罪とすることに疑いの余地があれば無罪とする「疑わしきは罰せず」を原則とする。

※ 2004年制定の**犯罪被害者等基本法**などで被害者やその家族の権利も拡充がはかられており，2008年から刑事裁判での意見表明権などが認められている（＝**被害者参加制度**)。

け　**黙秘権**の保障

自白のみによる処罰も禁止。裁判は証拠にもとづいて行う（＝**証拠主義**)。

C　**経済の自由**

精神の自由より広く「公共の福祉」による制限を受ける（＝二重の基準の理論)。営業の自由について争われた**薬事法距離制限訴訟**（違憲，1975 年）などが有名。

あ　**居住・移転の自由**

い　営業の自由を含む**職業選択の自由**

公共の福祉の立場から制限が設けられることも多い。たとえば医師・教師・弁護士・調理師などは国家資格が必要。

う　国籍離脱の自由

え　**財産権の不可侵〔保障〕**

近年は著作権など**知的財産権**の保護も進められている。

## ③社会権→ 20 世紀的な「国家による自由」の保障

社会的・経済的に弱い立場にある人々の人間らしい生活を保障する積極的な施策を国に要求する権利。1919 年，ドイツの**ワイマール憲法**で初めて掲げられた。

A　**生存権（第 25 条）**

**「健康で文化的な最低限度の生活」**を営む権利。**生活保護法**（1946 年）・児童福祉法（1947 年）・老人福祉法（1963 年）などによって具体化された。

※**朝日訴訟**（合憲，1967 年）や**堀木訴訟**（合憲，1982 年）における**プログラム規定説**と**法的権利説**の対峙。

B　**教育を受ける権利**

すべての国民に，能力に応じて等しく教育を受ける権利を保障。その実現のため，**義務教育の無償**を定めている。

※背景に学習権の理念がある。**教育基本法**（1947 年制定，2006 年改正）は憲法の精神を生かし制定されたもの。

C　**労働基本権**

あ　**勤労権**

これにもとづき，公共職業安定所〔ハローワーク〕などが設置されている。

い　**労働三権**

**団結権・団体交渉権・争議権〔団体行動権〕**

※その具体化のため**労働三法（労働組合法・労働関係調整法・労働基準法）**や職業安定法がある。

※ 2007 年制定の**労働契約法**を含め“労働四法”という場合もある。

※公務員の労働三権は，争議権を中心に制限される。

## ④参政権→議会制民主主義における政治参加の権利

A　**公務員の選定・罷免権**＝普通・秘密・平等の**選挙権**が保障される

国会議員，地方議員，知事・市町村長など。

※在外国民選挙権制限訴訟（違憲，2005 年）判決を受け，国政選挙については在外日本人が比例代表に加え選挙区でも投票できるように，公職選挙法が改正された。

B　被選挙権

C　**最高裁判所裁判官の国民審査**権

D　地方特別法の**住民投票**権

E　**憲法改正の国民投票**権

## ⑤請求権→受益権

国や地方公共団体に特定の施策（しさく）の実施を求めたり，自由や権利が侵害されたときに積極的にその救済を求めたりする権利。

A　**請願権**（せいがん）

損害の救済や法律などの制定・廃止等に関して，国会・地方議会や行政機関に対し平穏（へいおん）に請願する権利。

※政治のあり方に関する希望を述べる権利。

B　**国家賠償請求権**（ばいしょう）

公務員の違法な行為などによって損害を受けた国民が，国や地方公共団体に損害賠償を請求できる権利。

C　**損失補償請求権**

公共事業などのために私有財産を収容されるなど，財産上の損失をこうむった国民が，損失の補償を請求できる権利。

D　**裁判を受ける権利**

権利や自由を侵害された時，訴えて公開裁判による救済を求める権利。

E　**刑事補償請求権**

抑留・拘禁され裁判で無罪になった場合（＝冤罪（えんざい））の国に対する補償を求める権利。

---

# ３　国民の義務

## ①三大義務

A　**（子どもに普通）教育を受けさせる義務**

B　**勤労の義務**

C　**納税の義務**

## ②公務員の憲法尊重擁護義務

天皇・摂政および国務大臣・国会議員・裁判官など公の地位にある人間は，**憲法を尊重**し，**擁護**する義務を負う。

〈 ***Note*** 〉

# 政治編　第４講　確認テスト

1　基本的人権は制約を受ける場合もあるが，それは何によってか？
①戦争　②公共の福祉　③幸福追求権　④個人の尊重

2　1979 年に採択された国連の女子差別撤廃条約の批准を受け，1985 年に制定された法とは？
①男女雇用機会均等法　②育児休業法
③育児・介護休業法　④男女共同参画社会基本法

3「政教分離の原則」について，最高裁が合憲判決を出した訴訟とは？
①津地鎮祭訴訟　②愛媛玉串料訴訟
③空地太神社訴訟　④靖国神社公式参拝問題

4　次のうち，「検閲の禁止」についての訴訟を選べ。
①チャタレイ事件　②東大ポポロ事件
③三菱樹脂事件　④家永教科書訴訟

5　次のうち，冤罪事件としてふさわしくないものを選べ。
①滝川事件　②免田事件　③財田川事件　④足利事件

6　現行犯以外の逮捕・住居侵入・捜索（そうさく）・押収（おうしゅう）に対しては令状主義がとられるが，令状は誰が発行するか？
①天皇　②検察官　③裁判官　④警察官

7「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」である生存権について記載があるのは，憲法の第何条か？
①第 1 条　②第 9 条　③第 25 条　④第 96 条

8　“労働三法”としてふさわしくないものを選べ。
①労働組合法　②労働関係調整法　③労働基準法　④労働契約法

9　すべての公務員がもっていない権利とは？
①勤労権　②団結権　③団体交渉権　④争議権〔団体行動権〕

10　公務員の違法な行為などによって損害を受けた国民が，国や地方公共団体に損害賠償を請求できる権利を何というか？
①請願権　②国家賠償請求権
③損失補償請求権　④刑事補償請求権

11　日本国憲法における国民の三大義務としてふさわしくないものを選べ。
①教育を受ける義務　②教育を受けさせる義務
③勤労の義務　④納税の義務

解答

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ② | 2 | ① | 3 | ① | 4 | ④ | 5 | ① |
| 6 | ③ | 7 | ③ | 8 | ④ | 9 | ④ | 10 | ② |
| 11 | ① | | | | | | | | |